

明石市告示第 120 号

2026 年(令和 8 年)4 月 1 日

明石市長 丸 谷 聡 子 印



指定公金事務取扱者指定のこと

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 に規定する指定公金事務取扱者について、次の者を指定公金事務取扱者に指定したので、同条 2 項の規定により告示する。

記

1 指定公金事務取扱者の名称

社会福祉法人 明石市社会福祉協議会

2 指定公金事務取扱者の住所又は主たる事務所の所在地

兵庫県明石市貴崎 1 丁目 5 番 13 号

3 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等又は歳出

- ・明石市立総合福祉センターの使用料の徴収
- ・利用者負担金等の徴収

4 指定公金事務取扱者を指定した日

2026 年 4 月 1 日

5 指定公金事務取扱者に委託した日

2026 年 4 月 1 日（委託期間 2023 年 4 月 1 日～2028 年 3 月 31 日）